

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第6、議案第6号 松崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第6号は、松崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 石田正志君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（福本栄一郎君） これは新たな条例という形ですけれども、ちょっと2～3点教えていただけませんか。

本部長というのは誰になるのでしょうか。それから、副本部長はだれになるのかということと、これに関連して、委員会の設置ということは考えているのでしょうか。以上を教えていただけませんか。

○健康福祉課長（石田正志君） 現在の町の行動計画の中に載っているわけですが、本部の構成ですが、本部長が町長となっております。副本部長は副町長、教育長でございます。

特に委員会というのは予定しておりません。その下に各部ということで、各課がそれぞれの担当に応じて、実際の対応をしていくというような構成になっております。

○2番（福本栄一郎君） 新型インフルエンザというのは、条例ですから、松崎町独自の法律ですよ。この判定、新型インフルエンザが流行りましたという判定は誰がやるんですか。

○健康福祉課長（石田正志君） それは、政府の内閣総理大臣が緊急事態宣言を発令しますので、それによります。

○2番（福本栄一郎君） この新型インフルエンザ、いま内閣総理大臣と言いましたけれど、地域的なことがあると思うんですよ。この地区が新型インフルエンザが流行りましたという。そういう申請・・・勝手に作ってもいいんですか。この本部を松崎町独自で。全国的に蔓延すれば別ですけれども、その辺はどうでしょうか、教えてくださいませんか。

○副町長（松本忠久君） 新型インフルエンザ等対策特別措置法という法律ができるわけですね。

れども、これに市町村の対策本部の組織ということで、第 35 条に謳われておりまして、「市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる」、第 2 項として、「市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる」。

「1 副市町村長。2 市町村教育委員会の教育長。3 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員。4 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者」

こんな定めがあるものですから、これに基づいてやっていくということでございます。

○7 番（関 唯彦君） いま福本議員がわからないのは、たぶん流れじゃないのかなと思ってるんですね。例えば、新型インフルエンザ等の緊急事態宣言が出される。これは 32 条にありますよね。そして、県知事が住民に対して自粛要請、これは 45 条にあります。

そういう国とか、県の流れに沿って町はどういうふうに動くのかというのを説明した方がわかりやすいんじゃないかなと思うんですけど。もう少しその辺の流れに沿って説明した方がいいと思うんですけど・・・説明してください。そうすればわかりやすいんじゃないか。

○健康福祉課長（石田正志君） すみません。政府の対策本部ですね。こちらが設置されるわけですけども、緊急事態宣言を発令するわけですが、それに伴いまして、都道府県の対策本部が法律で本部を設置することになっております。それによりまして、また県から当然市町村の方へ対応をなささいというようなことが下りてくるわけですが、それに基づいて市町村対策本部は設置をするわけですが、先ほど言いましたように、それからの対応では手遅れになるということで、本部の設置については、条例において、任意の設置ということが認められている関係で、早めに設置をするように国からも指導が来ているということで、今回の条例で制定させていただきたいというような大まかな流れとしては、そのような流れになるかと思います。

細かい点は省かせていただきます。申し訳ございません。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

○10 番（鈴木源一郎君） 同じようなところですけども、インフルエンザ等の対策特別措置法という法律が、もとがあるという説明ですが、あまり膨大でなければ、参考資料にコピーして配付していただきたいと思います。

それで、この対策本部には、例えば、校長さんとか、民間の人も入る、例えば、国保運協みたいに、民間の人も入ることになるのでしょうか。

それと、現在インフルエンザが松崎でも若干流行っているわけですが、こういう状態でも既

に対策本部を立ち上げるということになるという判断が出るわけでしょうか。そこはどうでしょうか。

○健康福祉課長（石田正志君） 組織につきましては、第2条に対応が書いてございますが、この中には特に民間という方は考えておりません。

それから、第3条の（会議）の中で、第2項に「国の職員、県の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる」ということですが、まったく門戸を開いていないというわけではございませんが、基本的には考えていない、組織のメンバーとしては考えていないと。会議の中には必要に応じて、呼び出すこともあろうかと思えます。

法律は、ページ数にすると27ページくらいございます。

○2番（福本栄一郎君） 鈴木議員の方もある程度関連すると思うんですが、この新型インフルエンザをやればいわゆるマニュアル書は当然国、県から来ると思うんですよ。

例えば、食中毒が流行った場合は食中毒警報とか、あるいは注意報、放送で流しますよね。そういう判断も当然出てくると思うんですよ。松崎町内で。いま新型インフルエンザが流行っていますから、注意を呼び掛けましょう。

そして、また民間の意見を聞くというのは、例えば、地元の医者を入れる考えはあるかどうか、その辺の判断を・・・、専門的なプロである医者を入れて、どうしたらいいか、国、県からも指示書は来るでしょうけれども、その辺の考え方、対応の仕方です。その辺を教えてくださいませんか。

○健康福祉課長（石田正志君） 対応につきまして、関係機関等にも要請等というのが法律の中にもございますので、そうした中で、当然医師とか、県の健康対策室、保健支援センターとか、そういったところと連携しながら、対応するようになるかと思えます。

（発言する者なし）

○議長（斉藤 重君） 質疑が出尽くしたようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斉藤 重君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斉藤 重君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号 松崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(斉藤 重君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時02分)

---